

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案要綱

一 地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限の延長

地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成三十三年三月三十一日まで延長すること。

(附則第二項関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。